

奈良市公報

第114号

令和6年2月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 18	45	道路の位置指定	建築指導課
1 22	46	差押調書の公示送達	滞納整理課
1 22	47	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 22	48	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 22	49	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 22	50	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 23	51	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 23	52	放置自転車等の保管	環境政策課
1 24	53	農用地利用集積計画の決定	農政課
1 25	54	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 25	55	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 25	56	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 29	57	奈良市公報号外第14号に掲載	開発指導課
1 31	58	道路の位置指定の一部廃止	建築指導課
1 31	59	奈良市森林整備計画案の公衆縦覧	農政課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
1 29	5	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課
1 29	6	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
1 16	1	定例教育委員会の開催	教育政策課
1 30	2	指定管理者の指定	地域教育課
1 30	3	指定管理者の指定	地域教育課
1 30	4	指定管理者の指定	地域教育課

告 示

奈良市告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和6年1月18日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市西大寺東町2丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
道路の位置	奈良市秋篠三和町一丁目420番2及び420番18の各一部
道路の幅員	最大4.19m 最小4.19m
道路の延長	2.30m
指定年月日	令和6年1月18日
指定番号	第R0510号

(令和6年1月18日揭示済)

奈良市告示第46号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和6年1月22日揭示済)

奈良市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松本 定則 奈良市月ヶ瀬尾山154番地	福田 栄世 奈良市月ヶ瀬尾山1300番地の3

- 2 変更の年月日
令和6年1月1日

(令和6年1月22日揭示済)

奈良市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西原 無我 奈良市月ヶ瀬長引 980 番地の2	阪本 善則 奈良市月ヶ瀬長引 165 番地

2 変更の年月日

令和6年1月1日

(令和6年1月22日揭示済)

奈良市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大白 常信 奈良市月ヶ瀬石打 409 番地の2	東 正彦 奈良市月ヶ瀬石打 2354 番地

2 変更の年月日

令和6年1月1日

(令和6年1月22日揭示済)

奈良市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	井阪 秀樹 奈良市月ヶ瀬嵩 283 番地の1	田中 克尚 奈良市月ヶ瀬嵩 272 番地

2 変更の年月日

令和6年1月1日

(令和6年1月22日揭示済)

奈良市告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年1月23日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年12月2日 奈良市指令整開 第22A-13号

令和5年3月17日 奈良市指令整開 第22A-13-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年1月23日 第1877号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘二丁目783番22及び783番72

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園南一丁目8番10-1号
仲谷 穰治

(令和6年1月23日揭示済)

奈良市告示第52号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年1月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和6年1月10日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和6年1月23日揭示済)

奈良市告示第53号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により公告する。

令和6年1月24日

奈良市長 仲川 元庸

(令和6年1月24日揭示済)

奈良市告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月25日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中岡 健 奈良市藤原町 208 番地	藤本 克己 奈良市藤原町 147 番地

2 変更の年月日
令和6年1月14日

(令和6年1月25日揭示済)

奈良市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	辰巳 一雄 奈良市月ヶ瀬月瀬 492、494 番地合併の2	井岡 進 奈良市月ヶ瀬月瀬 181 番地

2 変更の年月日
令和6年1月1日

(令和6年1月25日揭示済)

奈良市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	井ノ倉 清繁 奈良市月ヶ瀬桃香野 282 番地の4	奥田 隆一 奈良市月ヶ瀬桃香野 309 番地

2 変更の年月日
令和6年1月1日

(令和6年1月25日揭示済)

奈良市告示第58号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和6年1月31日

奈良市長 仲川 元庸

廃止する道路の位置	奈良市芝辻町三丁目68番11、69番6、同番8、70番11、同番12、同番13及び同番14の各一部
廃止する道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
廃止する道路の延長	67.00m
廃止年月日	令和6年1月31日
廃止番号	第R0516号

(令和6年1月31日揭示済)

奈良市告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

令和6年1月31日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧場所

奈良市役所 観光経済部 農政課

2 縦覧期間

令和6年1月31日から令和6年2月29日まで

(令和6年1月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第5号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年1月29日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
世古設備工業	世古 竜太郎	奈良県橿原市吉田町83-3	令和6年1月18日

(令和6年1月29日揭示済)

奈良市企業局告示第6号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年1月29日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
世古設備工業	世古 竜太郎	奈良県橿原市吉田町83-3	令和6年1月22日

(令和6年1月29日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第1号

令和6年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和6年1月16日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和6年1月18日（木） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告(1) 市長専決処分の報告について

議事

議案第33号 奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第34号 奈良市指定文化財の指定について

協議事項

協議事項(1) 長期欠席児童生徒及び保護者対象アンケート調査結果について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和6年1月16日揭示済)

奈良市教育委員会告示第2号

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年1月30日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市奈良阪町1731番地

奈良市黒髪山キャンプフィールド

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市佐保台西町139番地

奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会

会長 鹿野 修

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例(平成12年奈良市条例第24号)第3条に規定する事業の実施に関する
こと。

(2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの利用承認及び利用制限に関すること。

(3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(令和6年1月30日揭示済)

奈良市教育委員会告示第3号

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年1月30日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阪原町25番地の1

奈良市青少年野外活動センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市阪原町1725番地

特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構

理事長 上中 信幸

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市青少年野外活動センター条例（平成元年奈良市条例第20号）第3条に規定する事業の実施に関する事
- と。
- (2) 奈良市青少年野外活動センターの利用承認及び利用制限に関する事
- と。
- (3) 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事
- と。
- (4) その他市長が定める事
- と。

(令和6年1月30日掲示済)

奈良市教育委員会告示第4号

奈良市立公民館（24施設）の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年1月30日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 指定管理者を指定する公の施設

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町23番地
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地
奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81・1994番地の10
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3
奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目9番地の1
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地
公益財団法人奈良市生涯学習財団
理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 公民館の事業の実施に関する事
- と。

- (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(令和6年1月30日掲示済)